

2021年10月26日
第一フロンティア生命保険株式会社

～第一生命グループ～ 第一フロンティア生命
静岡銀行・山梨中央銀行にて販売開始

プレミアハーベスト

積立利率変動型個人年金保険(21)(通貨指定型)

第一フロンティア生命保険株式会社(代表取締役社長:武富 正夫)は2021年11月1日より、**積立利率変動型個人年金保険(21)(通貨指定型)『プレミアハーベスト』**を株式会社静岡銀行(取締役頭取:柴田 久)、株式会社山梨中央銀行(取締役頭取:関 光良)にて販売開始いたします。

『プレミアハーベスト』は、人生100年時代における資産形成をサポートする商品として、静岡銀行・山梨中央銀行と当社が共同で企画・開発した、両行による業務提携「静岡・山梨アライアンス」専用商品となります。

また、「資産を寄付することで社会の役に立ちたい」といったお客さまのニーズにお応えするため、死亡給付金受取人に「指定公益団体」を指定することができる『静岡・山梨おもいやり制度』を静岡銀行・山梨中央銀行と共同で開発しました。本制度を活用することで、静岡県・山梨県への地域社会貢献が可能となります。

当社は、今後も「一生涯のパートナー」をグループミッションとする第一生命グループの一員として、お客さまの多様なニーズにお応えする商品・サービスを機動的に提供し続けることで、お客さまと大切なご家族の安心で豊かな生活を支えてまいります。

『プレミアハーベスト』の主な特徴

■ 通貨と期間がえらべます

指定通貨	米ドル	円
積立利率保証期間	5年・10年	10年

■ 参照指数の上昇により、ふえる期待がもてます

- ✓ 積立利率保証期間の満了日の参照指数が基準日より上昇した場合、「指数連動移行原資額」の上乗せがあります。
- ✓ 積立利率保証期間の満了日の参照指数が基準日より上昇しなかった場合、上乗せはありません。

■ 大切な資産をまもりまします

- ✓ 基本移行原資額は、ご契約時に確定し、一時払保険料(指定通貨建)以上となります。
*外貨建の場合、円建での保証はありません。

■ 『静岡・山梨おもいやり制度』をご活用いただけます

- ✓ 死亡給付金受取人は、静岡県・山梨県にある指定公益団体から選択することもでき、地域への社会貢献が可能です。

「静岡・山梨おもいやり制度」の概要

第一フロンティア生命が指定する公益団体(以下、指定公益団体)を、死亡給付金受取人に指定することができます。

指定公益団体

世界文化遺産である富士山の保全・啓発活動等を支援することが可能です。



富士山基金

【団体の概要・活動】

認定NPO法人富士山世界遺産国民会議が運営する「富士山基金」。美しい富士山を守り未来に引き継いでいくために、富士山の新しい魅力の発信や未来ある子供たちが富士山を大切に思う心を育むための企画と、「ふじさんゼロゴミアクション」などの保全に関する活動を推進しています。

静岡県と山梨県にある日本赤十字社の窓口から選択できますので、当地域への社会貢献が可能です。

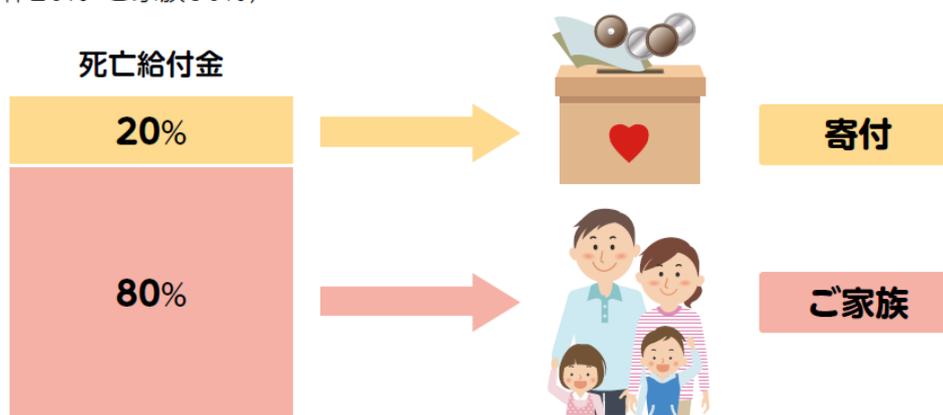


【団体の概要・活動】

「人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦しんでいる人を救いたい」。日本赤十字社は140年以上にわたり、世界の赤十字と連携しながら、災害救護活動や新型コロナウイルス感染症対応など、国内外で幅広い人道支援活動を行ってきました。次の災害に備える防災教育など、地域に根差した活動も展開しています。

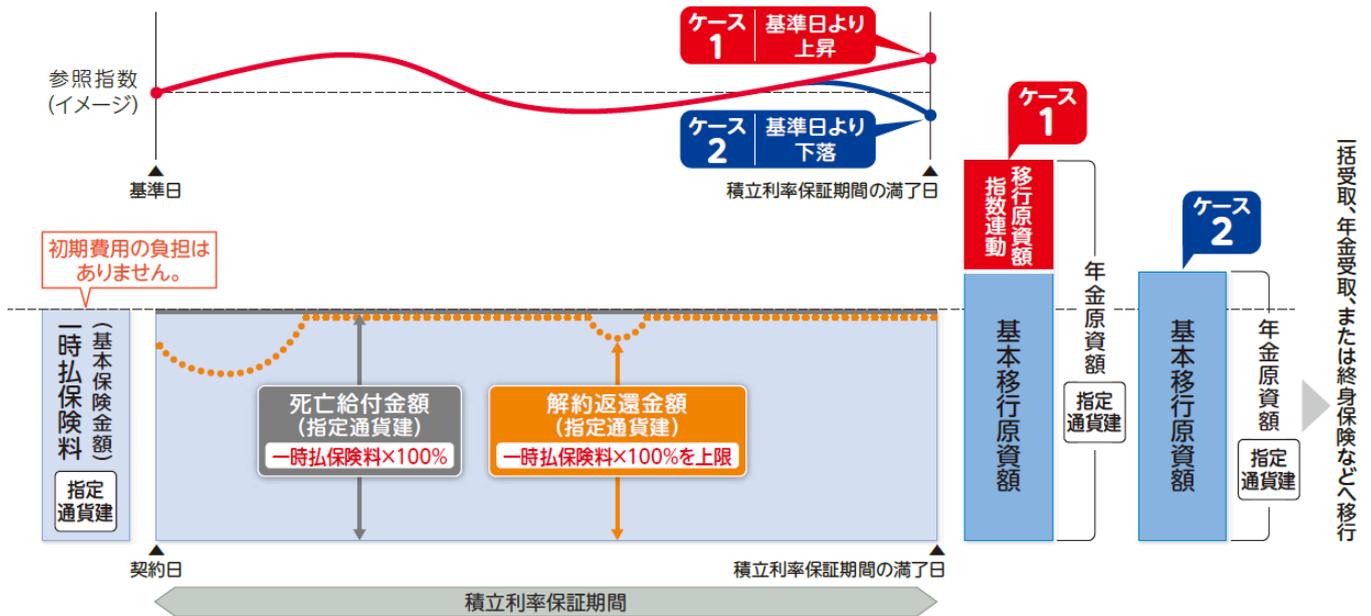
- 死亡給付金受取人に、「指定公益団体」と「ご家族」の両方を指定できるため、死亡給付金の一部を寄付することも可能です(受取割合は1%単位で設定できます)。

<例>死亡給付金受取人に、「指定公益団体」と「ご家族」の両方を指定した場合のイメージ
(受取割合 団体20%:ご家族80%)



「プレミアハーベスト」の商品の概要

■ しきみ図(イメージ)



⚠ 指数連動移行原資額は積立利率保証期間の満了日に確定するものであり、積立利率保証期間中の死亡給付金額や解約返還金額に参照指数の上昇による上乘せはありません。

*上記しきみ図はイメージを表したもので、将来の死亡給付金額、解約返還金額、年金原資額などを保証するものではありません。

■ 主なお取扱いについて

指定通貨	🇺🇸 米ドル		🇯🇵 円
積立利率	毎月1日と16日の月2回設定 (契約日の積立利率が積立利率保証期間の満了日まで適用されます)		
積立利率保証期間	10年	5年	10年
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)	0歳~80歳	0歳~85歳	0歳~80歳
基本保険金額 (一時払保険料もしくは払込金額)	最低	●指定通貨入金 10,000米ドル ●円貨入金 100万円 ●外貨入金 10,000豪ドル	
	最高	9億円相当額	
付加できる特約	保険料円貨入金特約、保険料外貨入金特約、円貨支払特約		—
	年金支払移行特約、死亡給付金等の年金払特約、保険契約者代理特約		

■ 保障内容について

主な支払事由	年金	年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存しているときに年金をお支払いします。 ●確定年金:年金受取期間は、3年~7年(1年きざみ)、10年~40年(5年きざみ)から選択できます。 ●終身年金:死亡時保証金額付終身年金または10年保証期間付終身年金から選択できます。 ●一括受取:年金原資額を一括受取することができます。
	死亡給付金	被保険者が、積立利率保証期間中に死亡された場合、死亡給付金を死亡給付金受取人にお支払いします。なお、終身保険への移行後の金額は別途定めます。
解約返還金	あり	配当金 なし

■ リスクと費用について

以下の記載において、指定通貨が外貨の場合のみ該当する箇所を  と表記しています。

■ 解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)

この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための市場価格調整を行うこと、解約または減額の際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

■ 為替リスクについて(損失が生じるおそれ)

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

■ 費用について(この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります)

■ 積立利率保証期間中

・積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用の率(=保険契約関係費率)をあらかじめ差し引いております。

また、参照指数の計算にあたって、戦略控除率(指数値に対し年率1.0%)および複製コスト[※]が控除されます。

[※]参照指数の各構成要素に対して実際の投資を行ったと仮定した場合に発生する取引費用に相当するコストです。事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することはできません。

・上記の複製コストの水準は、法令や規制の変更その他の理由により、将来変更されることがあります。

・積立利率保証期間中の解約返還金額は、つぎの費用を控除したうえで計算されます。 解約控除=基本保険金額×以下の解約控除率

指定通貨	米ドル							円			
	10年				5年			10年			
積立利率	1.40%以上	1.00%以上 1.40%未満	0.60%以上 1.00%未満	0.60%未満	1.15%以上	0.85%以上 1.15%未満	0.85%未満	0.65%以上	0.50%以上 0.65%未満	0.35%以上 0.50%未満	0.35%未満
解約控除率	6.10% ~0.61%	5.90% ~0.59%	4.50% ~0.45%	2.60% ~0.26%	3.90% ~0.78%	3.40% ~0.68%	2.80% ~0.56%	3.00% ~0.30%	2.60% ~0.26%	2.00% ~0.20%	1.50% ~0.15%

■ 年金受取期間中

保険契約関係費(年金管理費)…受取年金額に対して**0.4%**(円貨で年金を受け取る場合は**最大0.35%**)[※]

[※]保険契約関係費(年金管理費)は2021年9月現在の数値であり、将来変更されることがあります。ただし、年金支払開始日以後は、年金受取開始時点の数値が年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」および「年金支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

[※]10年保証期間付終身年金の保証期間経過後の受取年金額および死亡時保証金額付終身年金の受取年金額(死亡時保証金額を含みます)に対しては**1.4%**(円貨の場合は**最大1.0%**)となります。

■ 終身保険移行日以後

「終身保険移行特約」を適用し終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、ご契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。

・上記の費用は、終身保険移行日の年齢・性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

■ 通貨を換算する場合の費用

「保険料円貨入金特約」、「保険料外貨入金特約」などの特約の為替レートは、為替手数料としてTTMとの差額(25銭~50銭)を加味したレートであり、その差額はお客さまの負担となります(為替レートは、2021年9月現在の数値であり、将来変更されることがあります)。

・TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

■  この他に外貨のお取扱いに必要な費用を負担していただくことがあります。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

このニュースリリースは保険募集を目的としたものではありません。詳細につきましては商品発売日以降、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。

以上